

群馬県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、次に掲げる事業及び施設を補助の対象とする。

(1) 補助対象事業

①日本語習得支援事業

外国人看護師候補者に対し、日本語学校等への就学や日本語講師の招聘など、外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるために必要な研修を行うもの。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。

②就労研修支援事業

外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた研修を行うもの。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。

(2) 補助対象施設

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設で、次に掲げる者が開設するもの

①地方公共団体

②日本赤十字社

③社会福祉法人恩賜財団済生会

④その他知事が認める者

2 前項の補助の対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助金額の算出)

第4条 補助金の額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表の基準額の欄に定める額と同表の対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に基づく申請書は、別記様式第1号により、知事の指定する期日までに提出するものとする。

(帳票書類)

第6条 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにする書類を作成し、事業完了後5年間保存しておくものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 補助金は、目的以外に使用してはならない。

(善管注意義務)

第8条 事業により取得した資産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

(不当要求行為への対応)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行において、第3条第2項の各号に掲げる者(以下「暴力団等」という。)から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

(実績報告)

第10条 規則第11条に定める事業実績報告書は、別記様式第2号により知事の指定する期日までに提出するものとする。

(消費税仕入控除税額)

第11条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(別記様式第3号)により速やかに知事に報告しなければならない。

附則

この要綱は、平成22年12月24日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成23年12月24日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成26年2月13日から施行し、平成25年度事業から適用する。

(別表)

1 基準額		2 対象経費
次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。		外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)、備品購入費
(1) 日本語習得支援事業 候補者等1人当たり	117,000円	
(2) 就労研修支援事業 1か所当たり	461,000円	